

仕 様 書

1. 業務名： 多米峠及び吉祥山駐車場等清掃・除草業務
2. 業務場所： 豊橋市多米町字滝ノ谷地内ほか
3. 業務内容：(1)清 掃 (ゴミ・空き缶収集、処理)
 - ①多米峠駐車場

駐車場敷	約1,800m ²
駐車場周囲及び法面	約1,200m ²
合計	約3,000m ²
 - ②吉祥山ふれあいの森

駐車場敷	約1,823m ²
駐車場周囲及び法面	
休憩所	
 - ① 多米峠駐車場

駐車場周囲及び法面	約1,200m ²
-----------	----------------------
 - ② 吉祥山ふれあいの森

駐車場周囲及び法面	
-----------	--
 - ① 多米峠駐車場

便所 (大便器3、小便器1)	約15.9m ²
----------------	---------------------
 - ② 吉祥山ふれあいの森

便所 (大便器2、小便器1)	約13.3m ²
----------------	---------------------

ただし、上記業務遂行に必要な資機材等は経費に含むものとする。

4. 業務期間： 契約日～令和9年3月31日まで

5. 実施時期

(1) 清 掃

- ①多米峠駐車場 年12回
- ②吉祥山ふれあいの森 年12回

(2) 除 草

- ①多米峠駐車場 年3回
- ②吉祥山ふれあいの森 年3回

(3) 便所清掃

- ①多米峠駐車場 年52回
- ②吉祥山ふれあいの森 年52回

6. 支払方法等 : 毎月払い(月ごとの各業務完了後に支払う)

7. その他

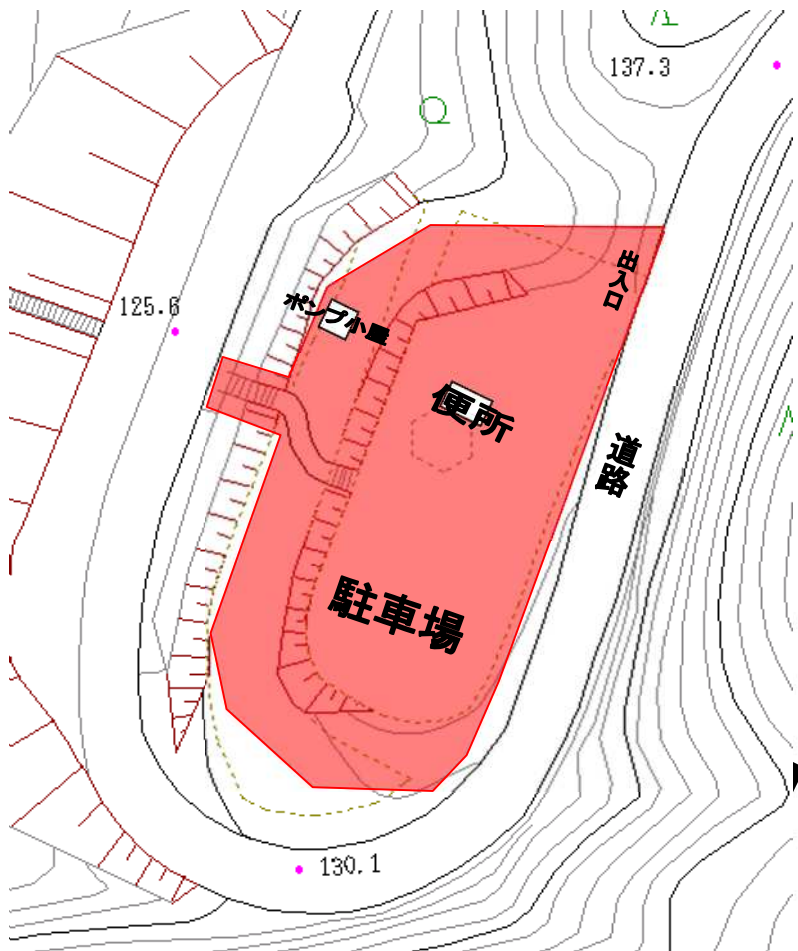
- ・収集したゴミ・空き缶等及び除去した草は、必ず持ち帰ること。
- ・多米峠駐車場便所の水が流れなくなった場合は、ポンプ室にて復旧させること。
- ・毎月、業務実施報告書に写真(業務実施前及び業務完了後)各1枚を添付し、提出すること。
- ・故障の有無等を的確に把握し、その状況を迅速に報告すること。
- ・受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル(例:近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル(案))による安全教育を実施すること。
- ・刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者からを受けた場合は、修了証を提示すること。
- ・前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- ・除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- ・作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- ・除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

- 建設工事保険等の加入について
- 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- 保険の種類は請負業者賠償責任保険(賠償責任の特約があるものを含む)とし、保険金受取人は受託者とする。
- 保険契約後は証券の写しを提出すること。
- この仕様書に記載のない事項については必要に応じ両者協議のうえ定める。

※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」

を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

多米峠駐車場平面図



吉祥山駐車場平面図

